

資 金 の 貸 付

1 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、他の資金の借入が困難な低所得者及び障がい者・高齢者世帯を対象とした貸付制度で、生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。対象となる各世帯の状況と必要に合わせて、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

また、本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

平成21年10月には、厳しい経済危機のもとで失業等による生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向けた新たなセーフティネットの強化策の一つとして、継続的な相談支援とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金の創設等、制度の改正が行われました。

令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの対応策として、収入の減少があった世帯の資金需要に対応するための、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施しました。

（令和8年4月1日現在）

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	(2人以上) 月200,000円以内 (単身) 月150,000円以内	最終貸付日 から 6か月以内	据置期間経 過後 10年以内 ※最終償還 年齢は70歳 まで	保証人 あり 無利子 保証人 なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人 なしでも 貸付可
	住宅入居費	400,000円以内	貸付の日(生 活支 援 費 と あわせて貸 し付けてい る場合は、生 活支 援 費 の 最終貸付日) から 6 か 月 以内			
	一時生活再建 費	600,000円以内				
福祉資金	福祉費	5,800,000円以内 ※資金の用途に応じて目安 額を設定	貸付の日(分 割による交 付の場合に は最終貸付 日)から6か 月以内	据置期間経 過3年～20 年以内	保証人 あり 無利子 保証人 なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人 なしでも 貸付可
	緊急小口資金	100,000円以内	貸 付 の 日 か ら 2 か 月 以 内	据置期間経 過後12か月 以内	無利子	不要

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
教育支援資金	教育支援費	(高校)月35,000円以内 (高専)月60,000円以内 (短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	卒業後6か月以内	据置期間 経過後20年以内	無利子	必要な場合もあり ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学仕度費	500,000円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・生活福祉資金という低所得世帯の収入基準までの不足額の範囲(月300,000円以内) ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時(借受人の死亡時)までの期間	契約終了後3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレート、のいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から1名選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%)・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時(借受人の死亡時)までの期間				不要

(各年度3月末現在)

年度	貸付件数(件)	金額(円)
3	396	153,351,000
4	98	34,250,000
5	6	2,333,000
6	3	245,000
7	4	1,146,000

2 愛の資金

くらし資金と同様であるが、より緊急性の高い少額の貸付をしています。連帯保証人が必要です。

- ・貸付額・・・5万円以内
- ・利息・・・無利子
- ・返済・・・1年以内
- ・申込窓口・・・大府市社会福祉協議会

(各年度3月末現在)

年度	貸付件数(件)	金額(円)
3	20	559,000
4	9	275,000
5	9	279,000
6	8	226,600
7	12	341,000

3 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭及び父子家庭等又は寡婦の方の経済的な自立と扶養している児童の福祉を増進するために、技能習得の資金や修学資金等の貸付をしています。(申込窓口：こども若者支援課)

(令和8年4月1日現在)

資金の種類	貸 付 対 象			貸付限度額	据置期間	償還期間 (以内)	利息
	母子	父子	寡婦				
事業開始資金	母	父	本人	3,720,000円 (複数の母子家庭の母等が共同 起業する場合)5,580,000円	1年	7年	保証人なし 年1%
事業継続資金	母	父	本人	1,860,000円	6か月	7年	
技能習得資金	母	父	本人	(月額) 68,000円 (特別一括 816,000円) (運転免許 460,000円)	1年	20年	保証人あり 無利子
就職支度資金	母 又は 児童	父 又は 児童	本人	110,000円 (特別 340,000円)	1年	6年	原則 保証人あり 無利子
住宅資金	母	父	本人	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	6か月	6年 (特別7年)	保証人なし 年1%
転宅資金	母	父	本人	260,000円	6か月	3年	
医療介護資金	母 又は 児童	父 又は 児童	本人	医療 340,000円 (特別)510,000円 介護 500,000円	6か月	5年	
生活資金 ※1	母	父	本人	一般(月額) 118,000円 (特別一括) 354,000円 技能(月額) 141,000円 (特別一括) 423,000円 生計中心者でない場合79,000円	6か月	技能20年 医介5年 母子家庭等 8年 失業5年	
	母	父		※児童扶養手当に準拠した額		10年	保証人あり 無利子
結婚資金	児童	児童	子等	340,000円	6か月	5年	
修学資金 ※2	高 校	児童	児童	(月額)27,000~183,000円 詳細はお問い合わせください。	6か月	20年 専修一般 5年	原則 保証人あり 無利子
	高 専						
	短 大						
	大 学						
	大 学 院						
	専 修						
	専 修 一 般						

資金の種類		貸 付 対 象			貸付限度額	据置 期間	償還期間 (以内)	利息
		母子	父子	寡 婦				
就学支度資金 ※3	小 学	児童	児童	子等	91,600円	6 か月	就学20年 修業5年	原則 保証人あり 無利子
	中 学				101,000円			
	高 校				国公立 150,000円			
	高 専				私立 410,000円			
	短大・大学 専 修 専 門				国公立 420,000円 私立 580,000円			
	大 学 院				国公立 380,000円 私立 590,000円			
	専 修 一 般				150,000円			
	修 業 施 設 入 所				中学卒業者 150,000円 高等学校卒業生 272,000円			
※自宅外については、各々10,000円加算(大学院を除く)								
修業資金		児童	児童	子等	(月額) 68,000円 (特別 460,000円)	1 年	20年	

※1 生活資金：技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭または父子家庭となって7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中（1年以内）の生活資金、家計急変者が児童扶養手当を支給されるまでの生活資金

※2 修学資金について、新制度による支援が受けられる場合の限度額
＝上記限度額－（新制度による授業料等の減免額／12＋給付型奨学金の給付月額）

※3 就学支度資金について、新制度による支援が受けられる場合の限度額
＝上記限度額－新制度による授業料等の減免額－給付型奨学金の減免額

4 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しのため、資金の貸付けを行います。

都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害が対象です。

(令和8年4月1日現在)

対象	貸付限度額	据置 期間	償還 期間	貸付 利子	保証 人
世帯主 (所得制限あり)	①世帯主の1月以上の負傷（家財・住居被害なし） 1,500,000円 ②家財1/3以上損害あり＋住居被害なし 2,500,000円（1,500,000円） ③住居半壊 2,700,000円＜3,500,000円＞（1,700,000円＜2,500,000円＞） ④住居全壊 3,500,000円（2,500,000円＜3,500,000円＞） ⑤住居全体が滅失か流失 3,500,000円 ※（ ）は世帯主の1月以上の負傷なしの場合 ※＜＞は被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別な事情がある場合	3年 特例 5年	10年	無利子	必要